

財務省告示第三百三十八号

関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第八十三条第五項の規定に基づき、同項に規定する保存の方法を次のように定め、平成十六年十月一日から適用する。

平成十六年七月二十三日

財務大臣 谷垣 禎一

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第九十四第一項の規定により保存しなければならないものとされている帳簿及び書類並びに関税法施行令第八十三条第三項の規定により同条第一項の帳簿への記載を省略した場合における輸入の許可書（以下「帳簿等」という。）を同条第四項に規定する保存すべき場所に、日本工業規格（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項に規定する日本工業規格をいう。以下同じ。）B七一一八六に規定する基準を満たすマイクロフィルムリーダー又はマイクロフィルムリーダーブリックを設置し、かつ、当該帳簿等が撮影された次に掲げる要件を満たすマイクロフィルムを保存する方法

- 一 日本工業規格K七五五八二（安全性）に規定する安全性の基準を満たす材質であること。
- 二 日本工業規格Z六〇〇一附属書A2（文書用マイクロフィッシュの実用品位数）に規定する方法により求めた実用品位数の値が十一以上であること。

- 三 日本工業規格B七一一八七八（処理、品質及び保存方法）の背景濃度の値が〇・七以上一・五以下であること。

四 日本工業規格Z六〇〇八4（解像力の試験）の規定により求めた解像力の値が一ミリメートルにつき百十本以上であること。

五 次に掲げる事項が記載された書面が撮影されていること。

イ 帳簿等の保存に関する事務の責任者の当該帳簿等が真正に撮影された旨を証する記載及び記名押印

ロ 撮影者の記名押印

ハ 撮影年月日